

選手の入部・登録・移籍・登録抹消・体験等に関する内規

目黒区少年軟式野球連盟は選手の入部・登録・移籍・登録抹消・体験等に関して、以下の通り定める。連盟に加入する各チームは本内規の順守を必須とする。

(第1条) 本内規の適用対象・説明責任

目黒区内の公立小学校の児童に適用する。なお、目黒区外の公立または私立小学校（目黒区内外）の児童、中学部はこの限りでない。各チームは、入部を検討・希望している保護者に対しては、責任を持って本内規の概要を説明するものとする。

(第2条) 指定学校区

(第2条1項) 指定学校区の指定届出

各チームは、目黒区立小学校から2校を指定学校区校として指定し、毎年12月の総会時までに翌年度の届出【登録申込書&様式-N1 指定学校区・指定学校区外 登録書】を提出する。

指定学校区は毎年変更可能であるが、前年度までの指定学校区外選手として入部した選手は退部(卒団)まで指定学校区外選手としての取扱いが継続となる。また、変更によって指定学校区外となる選手がいる場合は、第3条2項に準ずる手続きを経るものとする。

(第2条2項) 指定学校区の追加

指定学校区における児童数にチーム間の人数格差が生じる場合は3校目を指定でき、毎年見直すことができる。目安としては各チーム600名を上回るくらいの基盤を持つことが望ましい。

(第3条) 指定学校区外

(第3条1項) 目黒区立小学校在籍の指定学校区外選手の入部

第1条、第2条以外に入部希望者がある場合は、6名までを指定学校区以外の目黒区立小学校から入部させる事ができる。

(第3条2項) 指定学校区外選手の入部承認及び届出

指定学校区外からの入部は、相手チーム（本来入部すべき指定学校区のチーム）からの承諾を得るとともに、理事会において入部にいたる事情を説明し、理事会の承認を受けなければならない。なお、指定学校区外選手の入部及び登録やその内容に変更が生じた場合は、速やかに届出【様式-N2 指定学校区外 選手（新規・変更）登録書】を提出する。

(第3条3項) 区内の転校の取り扱い

既に入部している選手について、指定校学校区から指定学校区外へ転校した場合は、引き続き指定学校区の選手と見なす。指定学校区外間の転校があった際には、前条に準じた手続きを経るものとする。

(第3条4項) 指定チームのない学校の特例

第2条1項の規定による指定学校区の届出が完了した後に、いずれのチームからも指定されなかった学校の児童については、指定のない期間内に第4条1項に定める入部または同条4項に定める体験の手続きを経た場合に限り、指定学校区外選手とは見なさないものとする。なお、本項による登録選手数はチーム全体の半数を超えてはならない。

(第3条5項) 廃部等の特例

連盟所属チームが廃部等のため活動できなくなった際に、当該チームに在籍していた選手を他チームが受け入れる場合は、選手の小学校を問わず、第3条1項に定める指定学校区外選手とは見なさないものとする。

(第3条6項) 兄弟の特例

指定学校区外選手の兄弟・姉妹については、うち1名が指定学校区外選手として登録されていることをもって、指定学校区の選手と見なす。なお、3条2項に定める相手チームの承諾および理事会の承認は必須とする。

(第4条) 入部・登録・移籍・登録抹消・体験

(第4条1項) 入部・登録

選手の入部にあたって保護者は、入部届【様式は各チーム任意】をチームに提出する。各チームは責任を持って当該選手の退部（卒団）まで入部届を保管し、連盟から提示を求められた際は速やかに提示することとする。

ユニフォームを着用して活動している選手は入部の状態にあるものとし、当該入部届出を必須とする。また、連盟登録【登録申込書】は小学校1年生から入部選手全員を必須とする。

(第4条2項) 移籍

選手の移籍は、両チームによる承諾と理事会での説明および承認を必須とし、これらが無い場合は認められない。なお、移籍限度学年は定めないものとする。

移籍が成立した場合は、第3条、第4条1項に基づく手続きを速やかに行う。

(第4条3項) 登録抹消

選手が退部した際は、連盟に対して速やかに所定の書式【登録申込書】にてその旨報告するものとする。なお、卒団はこの限りではない。

(第4条4項) 体験

体験（練習生含む）とは、第4条1項に定める入部をしていない状態であり、指定学校区外の体験も可能とする。但し、指定学校区外選手の体験を受け入れる場合は、速やかに相手チームに対して体験の事実について報告することが望ましい。

(第5条) 罰則

(第5条1項) 罰則の適用範囲

本内規に反する行為が認められた場合は、罰則の対象となる。なお、本内規が連盟理事会にて承認された後に、本内規に反する行為がなされた場合は、罰則を適用する。

(第5条2項) 罰則の概要

本内規に反する行為が認められたチームは、違反行為発覚翌年の全日本、スポ少(春)※マインナーを除く、都学童、くりくり大会への出場を停止とする。ただし、目黒連盟リーグ戦、ジャビット杯、23区大会は出場可とする。

(第6条) 運用状況のチェック

理事会は本内規の運用状況をチェックするための担当を設け、毎年1回12月の総会前に各チームに変更の有無を確認することとし、その内容は審判部とも共有することとする。また、本内規の改定が必要な場合は、総会または理事会で出席者の過半数による議決を要するものとする。

平成 23（2011）年 03 月制定
平成 27（2015）年 01 月改定
平成 29（2017）年 12 月改定
令和 元（2019）年 12 月改定
令和 2（2020）年 2 月改定
令和 4（2022）年 12 月改定
令和 5（2023）年 1 月改定
令和 5（2023）年 12 月改定
令和 6 年（2024 年）3 月改定
令和 6 年（2024 年）12 月改定